

## 堺市重度障害者医療費助成条例等の 一部を改正する条例

(堺市重度障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

(堺市印鑑条例の一部改正)

第3条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第4条 堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国

との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。